

# 宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業

令和7年度補正予算額（案）

1億円



## 現状・課題

- 近年、**宗教活動を目的としない第三者**が、金銭等の利益を与えることにより宗教法人の代表役員の地位等を得る行為（**宗教法人の売買に類似した行為**）を通じて**宗教法人格を不正に取得し、脱税やマネー・ローンダリング等の違法行為に悪用する等の、宗教法人格の不正利用**のおそれがあることが指摘。
- 宗教法人は全国に約18万あり**、特定の宗派・教団の包括団体の傘下には属さない「**単立宗教法人**」（**7,374法人（R5.12.31現在）**）や、特に、**不活動の単立宗教法人**（**512法人（R6.12.31現在）**）について**不正利用のおそれが高い**という指摘。
- マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための多国間の枠組みである**FATF（金融活動作業部会）**においても、**宗教法人については活動しているかどうかだけでしかモニタリングできていないとの評価**を受けるなど、対策の改善が求められている。

## 事業内容

宗教法人格の不正利用に関する調査を通じて、その実態を把握するとともに、新たに**不正利用対策に関する検討会を設置**し、実態把握調査で得られた情報等を元に、**ガイドラインの策定等**や、**宗教法人関係者、ブローカー等のそれぞれに対する効果的な広報戦略を検討**する。

### 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査

- ① 宗教法人の売買に関する相談窓口の開設
  - ② 宗教法人に対する売買に関するアンケート調査
  - ③ 売買実態に関する事例調査
- により宗教法人格の不正利用の実態を把握

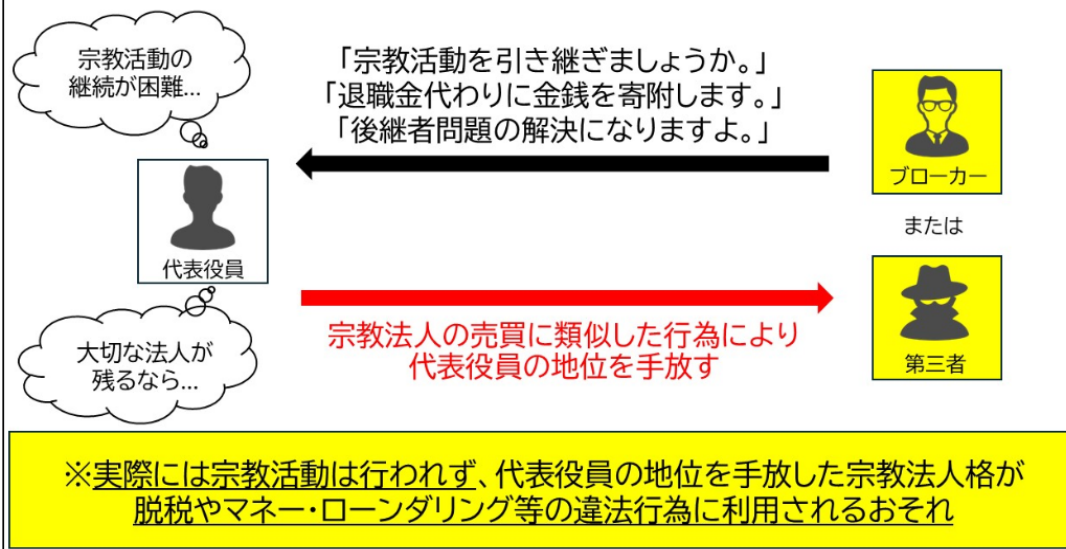


### 不正利用対策に関する検討会の設置

実態把握調査で得られた情報等を元に、ガイドラインの策定等（例：不正利用を考える者の宗教法人関係者への接触方法の事例、接触があった場合の関係機関との情報共有の在り方、刑罰が適用される犯罪行為等を整理）や、効果的な広報戦略の検討を行うため、所轄庁（文化庁・都道府県）、関係省庁及び宗教法人関係者により構成される検討会を設置



### 〈宗教法人格の不正利用の流れの一例〉



### アウトプット（活動目標）

- 宗教法人格の不正利用に関する実態把握調査
- 不正利用対策に関する検討会の設置

### 短期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用対策に関するガイドラインの策定等
- 宗教法人格の不正利用対策のための普及・広報

### 長期アウトカム（成果目標）

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人対策の加速化

（担当：文化庁宗務課）

## 現状・課題

全国には約18万の宗教法人が存在するが、そのうち約5千法人が不活動宗教法人として確認されている。こうした不活動宗教法人等を放置した場合、宗教活動を目的としない第三者により法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用される等、**宗教法人格の不正利用**につながるおそれがあることから、その実態把握や対策を進めることが極めて重要である。

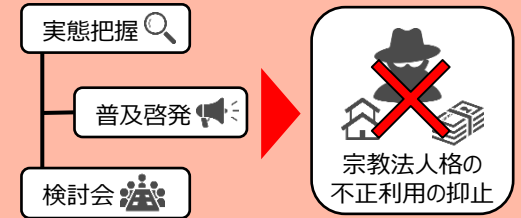
(参考) 不活動宗教法人数の推移

令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年末
3,398	3,348	3,329	4,431	5,019

## 事業内容

### 宗教法人格不正利用実態把握・普及啓発事業 100百万円(新規)

- 目的：宗教法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されないよう、不正利用に関する実態を把握し、その成果等を踏まえて効果的な普及啓発活動等を行うことで、不正利用の抑止につなげる。
- 事業内容：①相談窓口の設置等による法人格の不正利用に関する実態把握  
②宗教法人等に向けた広報資料の作成等による法人格の不正利用に関する普及啓発  
③法人格の不正利用対策に関する検討会の設置 等



### 不活動宗教法人対策推進事業 220百万円(260百万円)

- 目的：都道府県等が実施する不活動宗教法人対策のために必要な経費を支援することで、不活動宗教法人の整理・対策の加速化を図る。
- 補助事業者：都道府県、民間団体等
- 補助率：原則、補助対象経費の65%
- 支援内容：①不活動宗教法人に関する実態調査  
②不活動宗教法人対策のための方策策定  
③対策実施(解散命令請求等の実施)  
④不活動宗教法人対策に関する情報発信・広報 等

### 宗務行政のデジタル化 36百万円(9百万円)

提出義務のある書類等が提出されないことなどにより、活動実態が不明となっている不活動宗教法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め利便性を高めるなど、宗務行政のデジタル化を推進する。

#### ① 電子申請の導入・宗教統計調査のオンライン化

e-Govと連携し、電子申請を導入することで利便性を高め、宗教法人からの各種書類の提出を促進するとともに、宗教統計調査のオンライン化による業務の効率化を図る。【連携機関：デジタル庁、総務省統計局】

#### ② 宗務行政関係資料の電子化

宗教法人から提出のあった各種書類について、永続的な使用に耐えうるよう電子化を進める。

### 適正な宗務行政の推進のための研修会の実施 12百万円(12百万円)

- 目的：宗教法人制度を適正に運用するために、都道府県や宗教法人の担当者向けの研修会を開催する。
- 内容：都道府県宗務法人事務担当者研修会(ワライン)、宗教法人実務研修会(5地区9会場)

※デジタル庁計上分を含む。また、上記の他、事務経費を計上。

## 宗教法人格の不正利用の抑止・不活動宗教法人対策の一層の加速化

### アウトプット(活動目標)

- 宗教法人格不正利用に関する実態把握・普及啓発
- 都道府県等の不活動宗教法人対策への補助金交付
- 宗教統計調査の実施
- 研修会の実施

### 短期アウトカム(成果目標)

- 宗教関係者等の理解を促進
- 所轄庁による不活動宗教法人の把握・整理
- 研修会の受講者の満足度9割

### 長期アウトカム(成果目標)

- 宗教法人格の不正利用の抑止
- 所轄庁による不活動宗教法人の対策の加速化
- 宗教統計調査の調査票の回収率8割
- 大臣所轄法人の備付け書類の写しの提出率9割